

シンガポールの食品安全規制-遺伝子組換え、製造工程及び食品表示

アジア/アグリ・フードニュースレター

2023年11月22日号

執筆者:

[Melissa Tan¹](#)melissa.tan@bayfrontlaw.sg[山中 政人](#)m.yamanaka@nishimura.com[辻本 直規](#)n.tsujimoto@nishimura.com[Weng Kin Tham¹](#)wengkin.tham@bayfrontlaw.sg[廣澤 太郎](#)t.hirosawa@nishimura.com[宮関 貴臣](#)t.miyazeki@nishimura.com

1. はじめに

シンガポールにおいては、1973年シンガポール食品販売法（「食品販売法」）²及び食品規則（「食品規則」）³（シンガポール食品庁（「食品庁」）の食品安全制度を支える食品表示要件⁴を含みます。）を所管する食品庁が食品安全について監督を行っています。以下では、食品の遺伝子組換え（「遺伝子組換え食品」）、食品の製造又は包装、食品表示全般、食品広告、栄養情報の表示、健康表示、新規食品及び遺伝子組換え食品の表示に関連するシンガポールの法規制の枠組みの概要をご説明します。

2. ゲノム編集と遺伝子組換え

(1) 食物のゲノム編集や遺伝子組換えに関する規制の枠組み⁵

① 現在、遺伝子組換え技術及び遺伝子組換え食品は食品販売法又は食品規則で直接規制されていません

¹ アライアンス事務所所属

² <https://sso.agc.gov.sg/Act/SFA1973?ValidDate=20211231&WholeDoc=1> をご参照ください。

³ 食品規則の最新版については、<https://sso.agc.gov.sg/SL/SFA1973-RG1/Uncommenced/20220821?DocDate=20211230&ValidDt=20221230> をご参照ください。2021年食品（改正第2号）規則により、2022年12月30日に改正食品規則が発効したことにご留意ください。当該改正は、とりわけ、以下の点について規定しております。(a)食品規則第2条(1)は、「自動飲料販売機」及び「糖質総量」を新しく定義し、(b)新規制第184B条は、糖類や飽和脂肪酸などの栄養含有量に応じて、栄養評価グレード飲料を「A」、「B」、「C」、「D」にグレード付けし、新たな表16において特定しております。(c)新規制第184C条は、栄養評価グレード飲料に含まれるエネルギー、糖質、炭水化物、飽和脂肪酸、脂肪、タンパク質などを記載した栄養評価グレード飲料の栄養表示について規定し、(d)新規制第184D及び第184E条は、「C」又は「D」のグレードが付与された栄養評価グレード飲料について、包装の正面にグレードマークを表示すること、もし、オンライン又は自動販売機を通じて販売される場合は、栄養評価グレードマークを購入者に対して表示することを規定し、(e)新規制第184F条は、「D」のグレードが付与された栄養評価グレード飲料に関する広告規制を定めております。

⁴ <https://www.sfa.gov.sg/food-information/labelling-packaging-information/general-information> をご参照ください。

⁵ 本稿は食品に関する規制を想定したものであり、（臨床及び医療）研究目的若しくは細胞、組織若しくは遺伝子治療製品で使用されるゲノム編集又は遺伝子組換えのような、食品に関連しない規制は対象としておりません。そのような規制には、2015年ヒト生物医学研究法、2004年ヒトクローン化及びその他の禁止行為法、2005年生物学的因子及び毒素法、2007年健康商品法、2021年健康商品（細胞、組織及び遺伝子治療商品）規則などがあります。

が、食品又は食品原材料としての遺伝子組換え作物の輸入は、遺伝子組換え諮問委員会（「GMAC」）による安全性評価の対象となり、その後食品庁による承認を受ける必要があります⁶。

- ② 非規制諮問委員会である GMAC は、シンガポールにおける遺伝子組換え生物（「GMO」）の研究開発目的での遺伝子組換え製品の開発の各種段階、並びに遺伝子組換え生物及び遺伝子組換え生物関連製品の商業的放出を対象とした 2 つのガイドラインを発行しています。当該ガイドラインとは、(a) 遺伝子組換え生物研究のためのバイオセーフティガイドライン（2021 年 5 月改定）（「遺伝子組換え生物研究ガイドライン」）、及び(b) 農業関連遺伝子組換え生物の放出に関するガイドライン（1999 年 8 月公表）（「遺伝子組換え生物放出ガイドライン」）ですが、これらのガイドラインは法的効力を有していないようです。
- ③ GMAC によれば、
- (a) 遺伝子組換え生物研究ガイドラインは、細胞ベースの食品を調製するための遺伝子組換え細胞の操作に関する研究開発の初期段階に関与する会社に適用されます。このような研究の提案には、GMAC の研究に関する小委員会への申請が必要であり、当該提案は所定の安全ガイドラインの遵守を確保するため GMAC の研究に関する小委員会によって検討されます。
- (b) 遺伝子組換え生物放出ガイドラインは、シンガポールにおける農業関連の遺伝子組換え生物の安全な移動と使用を確保するために制定され⁷、(i) 農業関連の遺伝子組換え生物の人の健康と環境に対するリスクの評価、及び(ii) シンガポールにおける遺伝子組換え生物の放出のための承認メカニズムの一般的な枠組み（「GMO フレームワーク」）を提供するとともに、実質的同等性の概念（後述）に基づいて食品の安全に関する問題に対処することを目的としています。当該ガイドラインは、遺伝子組換え食品の商業的放出を企図する会社に適用されます。

(2) GMO フレームワークの範囲

- ① 遺伝子組換え生物放出ガイドラインの適用範囲には、交配や自然組換えによって自然発生する可能性が低い方法で改変された遺伝物質を有する農業関連生物の放出⁸が含まれます。GMAC によれば、「農業関連生物」とは、動物（魚類及び無脊椎動物を含みます。）、植物、微生物及びワクチンであって、栽培、営農、農業、畜産（すなわち、作物及び動物の生産又は繁殖）及び園芸に使用されるもの又は食品として使用されるものを指します。よって、食品として消費される遺伝子組換え生物の商業的放出は、GMO フレームワークの対象となっています。

⁶ したがって、承認されていない遺伝子組換え食品の販売は、安全でない又は不適切な食品の販売に関する食品販売法に基づく一般的な禁止の対象となる可能性があることにご留意ください（本稿 2.(3)②をご参照ください。）。食品庁が承認した(i)直接消費用の食品としての使用、(ii)食品原材料としての使用、及び(iii)他の食品の原材料とするために加工する遺伝子組換え作物の一覧（2023 年 2 月 13 日更新）については、<https://www.sfa.gov.sg/docs/default-source/default-document-library/list-of-approved-gm-crops-for-use-as-food-or-as-food-ingredients.pdf> をご参照ください。

⁷ https://www.gmac.sg/pdf/Agriculture_Guidelines.pdf をご参照ください。

⁸ 「放出」とは、シンガポールにおける野外試験又は商業的使用のための開放環境への農業関連の遺伝子組換え生物の意図的導入と定義されます。

- ② 特に、食品の安全性に関する問題については、GMAC は「実質的同等性」の概念を採用しています。これは、もし新しい食品又は食品成分が既存の食品又は食品成分と実質的に同等であることが判明した場合、安全性に関して同様に扱うことができること（すなわち、当該食品又は食品成分は、従来の食品又は食品成分と同様に安全であると結論づけることができること。）を意味します。
- ③ また、GMAC は、遺伝子組換え生物が最終食品に入らず、又は最終食品に残らず、加工補助として食品の製造中にのみ使用される場合、当該食品自体は GMAC の検討の対象とはならないと説明しています。しかし、当該食品は、食品規則により、食品添加物及び新規食品⁹に関する食品庁の要件に従って、食品庁の検討を経る必要がある場合があります。

(3) 関係者に課される主要な義務及び遵守事項

- ① 遺伝子組換え生物放出ガイドラインでは、事業者¹⁰は、シンガポールにおいて農業関連の遺伝子組換え生物を放出する前に、科学的リスク評価のために、提案書及び関連する実験データを GMAC に提出することが求められています。事業者は、GMAC と協議の上、農業関連の遺伝子組換え生物の適切な承認プロセス及び評価に必要な具体的情報を決定しなければなりません。
- ② シンガポールにおける遺伝子組換え生物の放出の正式な承認は、関連規制当局、すなわち遺伝子組換え食品の場合は食品庁により付与されます。GMAC は、各申請の評価の終了時に、勧告を食品庁に送付します。GMAC の承認は、遺伝子組換え食品の商業的出荷申請の正式承認を決定する際に、食品庁の重要な考慮事項となります。食品庁による食品の評価は、コーデックス委員会の「組換え DNA 植物由来食品の安全性評価の実施に関するガイドライン」¹¹にも基づいて行われます。同ガイドラインは、食品、食品生産、食品表示、食品の安全性に関して国連食糧農業機関（FAO）が発出した国際的に採択された食品基準、ガイドライン、実施基準、及び勧告の集合であるコーデックス・アリメンタリウス（「コーデックス」）の一部となっています。
- ③ GMAC によるリスク評価の一環として、食品として消費される遺伝子組換え生物に関して提供すべき情報には、以下が含まれます¹²。
- (a) 親生物又はドナー生物が、すでに食品生産に利用されている又は食用とされているか。その場合、
(i)1 日/1 週間あたりの摂取量のレベル、及び(ii)食用とされる前に何らかの処理が必要又は一般的になされているか。
- (b) 遺伝子組換え生物は消費者（ヒト又は動物）に悪影響を及ぼす可能性のある代謝物を生成するか。その場合、毒性、アレルギー誘発性及びその他の起こりうる有害作用に関する詳細並びに入手可能なデータを提供しなければならない。

⁹ 「食品添加物」及び「新規食品」については、2023 年 6 月 8 日の食品安全に関する一般的規則に関するニュースレター (https://www.nishimura.com/ja/knowledge/newsletters/asia_agri_food_230608) の 3.及び 5.をそれぞれご参照ください。

¹⁰ 遺伝子組換え生物放出ガイドラインでは、「事業者」とは、農業関連の遺伝子組換え生物をシンガポールに放出することを計画している個人、企業、会社、機関又は組織を指します。

¹¹ <https://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/en/>をご参照ください。

¹² 遺伝子組換え生物放出ガイドラインの 24 ページのリスクアセスメント質問票のセクション K をご参照ください。

- (c) 遺伝子組換え生物の製品が、食物連鎖で有毒なレベルまで濃縮されるかどうか。その場合の詳細。
- (d) 遺伝子組換えによって食品の栄養的な質が変化するか。その場合の詳細。
- (e) 遺伝子組換え生物は食品の製造中に処理されるか。その場合の詳細。
- (f) 遺伝子組換え生物が食用に供される食品の主成分であるのか、それとも最終製品において少量を占めるに過ぎないのか。

(4) 違反に対する罰則・制裁

- ① GMAC が非規制諮問委員会であり、遺伝子組換え生物放出ガイドラインがその性質上法的拘束力を有していない一方で、GMAC はガイドラインの実施において、食品庁、保健省、労働省、環境水資源省、国家環境庁、及び農業食品畜産庁と非常に密接に連携しています。遺伝子組換え生物を扱う研究者、輸入業者、及びその他の関連する利害関係者は、遺伝子組換え生物放出ガイドラインを遵守することが強く奨励されます。
- ② それにもかかわらず、食品として消費される遺伝子組換え生物が遺伝子組換え生物放出ガイドラインに適合しない場合、そのような不適合は、食品販売法が一般的に禁止している、食品が安全ではないこと又は不適切であることを知りながら又は合理的に知るべきでありながら販売することに該当する可能性が十分にあります¹³。一般に、食品販売法に基づく条件を遵守しない者は、有罪判決により 5 千シンガポールドル以下の罰金が科され、2 回目以降の有罪判決の場合は 1 万シンガポールドル以下の罰金若しくは 3 か月以下の禁錮刑又はその両方が科されます。

3. 食品の製造及び包装

(1) 食品の製造及び包装に関する主な法規制

食品の製造及び包装に関する主な法規制は、食品販売法第 19 条及び第 21 条、（食品一般の製造に使用される食品添加物¹⁴に関しては）食品規則第 15 条から第 28 条並びに食品規則第 37 条に定められています。

(2) 「製造」及び「包装」の定義

- ① 食品販売法における「製造」とは、販売用食品に関して、(a)原料を組み合わせることで食品を作ること、(b)製粉、果実の剥離、切削、冷凍などの処理によって、食品の状態又は性質を著しく変化させること、(c)食品を瓶詰め若しくは缶詰めにする（水の瓶詰めを含みます。）又は(d)製氷を指す、と定義されています。ただし、特定の場所で小売で販売（直接消費のための販売を含みます。）するためにその場所

¹³ 食品販売法第 15 条をご参照ください。安全でない食品の内容については食品販売法第 2C 条を、不適切な食品の内容については第 2D 条をご参照ください。

¹⁴ 2023 年 6 月 8 日の食品安全に関する一般的規則に関するニュースレター (https://www.nishimura.com/ja/knowledge/newsletters/asia_agri_food_230608) の「3.食品添加物」の箇所をご参照ください。

で料理その他の方法で食品を調理すること又は特定の場所で使用するためにその場所で製氷することは除かれています。

- ② 食品販売法では、「包装」という用語は直接的には定義されていないものの、とりわけ、販売用食品に関しては、「包装」は、食品の保管・表示及び食品の製造などを意味する「取扱い」の一般的な定義に該当します。

(3) 関係者に課される主要な義務及び遵守事項

- ① 食品販売法及び食品規則は、食品の製造及び/又は包装に関して、とりわけ以下の条件及び制限を規定しています。
- (a) 不衛生な状態で調理された食品の販売 — 不衛生な状態で製造、調理、保存、包装又は保管された食品を販売することはできません¹⁵。
- (b) 非小売食品事業のライセンス¹⁶ — 食品管理局長が食品販売法第 4 章に基づいて発行したライセンスに基づく場合を除いて非小売食品事業を営むことはできません¹⁷。
- (c) 製造又は包装における許可された食品添加物の使用 — 食品規則で認められていない食品添加物を含有する食品を輸入、販売、広告、製造、委託又は納入することはできません。輸入、販売、広告、製造、委託又は納入してはならない食品添加物を含有する食品を輸入、販売、広告、製造、委託又は納入することもできません。ただし、当該食品添加物が食品規則に規定された許容された割合及び濃度である場合は、この限りではありません¹⁸。
- (d) 特定の化学物質又は有害物質を含む食品の容器 — 以下のものを輸入、販売、委託若しくは配送し、又は使用若しくは使用を許してはならないとされています。
- 販売用の食品の調理、包装、保管若しくは配送に使用される、1ppm を超える塩化ビニルモノマーを含む若しくはその内容物に 0.01ppm を超えるビニル塩化ビニルモノマー若しくは、発がん性、変異原性若しくは催奇形性がある物質であることが知られている化合物その他の毒若しくは有害物質を生じ若しくは生じる恐れのある包装又は容器。
 - 食品の貯蔵若しくは調理に使用することを意図された器具又は容器で、鉛、アンチモン、ヒ素、カドミウムその他の有毒物質のいずれかを貯蔵若しくは調理される食品に生じさせるもの（陶磁器製の食品容器で鉛の最大量が許容量を超えないものを除く。）¹⁹。

(4) 違反に対する罰則・制裁

¹⁵ 食品販売法第 19 条をご参照ください。

¹⁶ 「非小売食品事業」の定義については、食品販売法第 2F 条をご参照ください。この定義には、一般的に売却又は輸出を目的とする様々な食品の製造又は包装が含まれます。

¹⁷ 食品販売法第 21 条をご参照ください。食品の安全、適切性及び汚染防止を確保するための、ライセンスの申請条件、食品の保管、包装、輸送などライセンス業者の遵守義務、食品取扱者の衛生条件については、食品（非小売業）規則（「食品（非小売業）規則」）<https://sso.agc.gov.sg/SL/SFA1973-RG5?DocDate=20180131&ValidDate=20211231&WholeDoc=1> もご参照ください。

¹⁸ 食品規則第 15 条から第 28 条をご参照ください。

¹⁹ 食品規則第 37 条をご参照ください。

- ① まず、食品販売法に基づく条件（本稿 3.(3)①(a)に記載した条件を含みます。）を遵守しない者は、有罪判決により 5 千シンガポールドル以下の罰金が科され、2 回目以降の有罪判決の場合は 1 万シンガポールドル以下の罰金若しくは 3 か月以下の禁錮刑又はその両方が科されます。
- ② また、食品（非小売業）規則（本稿 3.(3)①(b)に記載した条件を含みます。）に違反した者又はライセンス業者は、有罪判決により 5 千シンガポールドル以下の罰金が科され、違反が継続する場合は、違反が継続する日数又はその期間の一部について、1 日当たり 100 シンガポールドル以下の罰金が科される他、その他の制裁が科され又は法的責任が問われます。
- ③ 更に、食品規則の規定（本稿 3.(3)①(c)及び(d)に記載した条件を含みます。）に違反した者は、有罪判決により 1 千シンガポールドル以下の罰金が科され、2 回目以降の有罪判決の場合は 2 千シンガポールドル以下の罰金が科されます。

4. 食品表示全般

(1) 食品表示に関する主要な法規制

食品表示一般に関する法規制は、食品販売法第 16 条及び第 17 条並びに食品規則第 5 条及び第 6 条に規定されています²⁰。

(2) 「食品」の定義

- ① 上記の食品表示規則では「食品」の個別の定義はなく、食品販売法の「食品」の一般的定義が、食品表示に関する規制に適用されます。食品販売法は、「食品」を、広く定義しており、人の消費に供されることが予定される水、肉、魚、卵、生きた動物、未加工及び生の果実並びに野菜、種並びに植物のみならず、人の消費に供される、供されうる、若しくは供されるとされる何らかの物質又は物（生きたもの、生もの、調理済み又は一部調理済みであるかを問いません。）や、これらの物質又は物の成分及び添加物が含まれます。（ただし、(a)2007 年健康製品法及び 1975 年医薬品法の対象となる健康食品又は医薬品、(b)1973 年薬物乱用法において管理されている医薬品、材料又は物質は含まれません。）。
- ② 食品販売法は、「ラベル」を、食品若しくは食品の包装に関連若しくは付随して、付属、使用若しくは表示される、タグ、ブランド、記号又は文書、表現若しくはデザインその他の記述的事項で表現された文言と定義しています。

(3) 関係者に課される主要な義務及び遵守事項

- ① 食品販売法第 16 条は、食品の識別及び表示に関して適用される食品販売法の条件を満たさない方法で包装又は表示された食品を販売してはならないと規定しています。また、食品販売法第 17 条は、虚偽

²⁰ 当該食品の識別及び表示に関する具体的な要件については、食品規則第 7 条、第 8A 条、第 9 条、第 9A 条、第 9B 条及び第 10 条並びに第 4 章をご参照ください。

の、誤解を招く、若しくは欺瞞的な、若しくはその価値、メリット若しくは安全性に関して誤った印象を与える可能性がある方法で表示又は広告されている食品を販売してはならないと規定しています。

- ② 食品規則第 5 条は、食品表示の一般的な条件を以下のとおり規定しています。
- (a) プリパッケージ食品の包装に食品規則で要求される全ての詳細事項を記載したラベルが付されていない場合、そのようなプリパッケージ食品を輸入、販売、広告、製造、委託又は納入してはなりません。
 - (b) プリパッケージ食品の各包装には、食品規則に別段の定めがない限り、食品販売法及び食品規則に基づき要求される詳細事項、記述、情報及び文言を英語で記載したラベルを、包装の目立つ位置に表示し、又はしっかりと貼り付けなければなりません。
 - (c) 上記(b)にいう詳細事項、記述、情報及び文言は、ラベル上の目立つ位置に見やすく表示されなければならない、かつ、明らかに判読可能でなければなりません。
 - (d) 上記の詳細事項には、とりわけ以下の事項が含まれます。
 - 一般的な名称又は食品の本来的な性質を示すのに十分な説明（適当な一般的な名称がない場合。）。
 - 2 以上の原材料から構成される食品には、それぞれの原材料の適切な呼称を表示し、かつ、各原材料の量又は割合が特定されていない限り、含まれる重量の割合の高い順に原材料を明記しなければなりません。
 - 合成着色料を含有する食品の場合、成分の規格。
 - 所定の方法（例：液体食品の場合は容量、固形食品の場合は重量など。）で表示された包装又は容器内の食品の正味量。
 - シンガポール原産の食品の場合は、製造業者、包装業者又は現地の販売業者の名称及び住所。輸入食品の場合は、現地の輸入業者、販売業者又は代理人の名称及び住所並びに当該食品の原産国での名称。
 - アレルギーマークの原因となることが知られている所定の食品及び成分（例：グルテンを含有する穀物、甲殻類の製品、卵製品、ナッツ製品など。）。
 - アスパルテームを含有する食品の場合、「PHENYLKETONURICS: CONTAINS PHENYLALANINE」又は同じ趣旨のその他の文言。
- ③ これらの食品表示に関する遵守事項は、一般に、食品の輸入業者、流通業者、製造業者、生産者、包装業者及び小売業者に課されます²¹。

(4) 違反に対する罰則・制裁

- ① 食品販売法の規定（本稿 4.(3)①に記載した遵守事項を含みます。）の不遵守に対する罰則については、本稿 3.(4)①をご参照ください。

²¹ 食品庁によれば、これらの関係者は、販売又は公開に先だって、自己点検リスト (<https://www.sfa.gov.sg/docs/default-source/tools-and-resources/resources-for-businesses/aguidetofoodlabellingandadvertisements.pdf>) を含む「食料の表示と広告に関する食品庁の手引き」に基づいて、食品の表示及び広告の自己点検を実施すべきとされています。

- ② 食品規則の規定（本稿 4.(3)②に記載した遵守事項を含みます。）の不遵守に対する罰則については、本稿 3.(4)③をご参照ください。

5. 食品の広告全般

(1) 食品の広告に関する主な法規制

食品の広告に関する法規制（表示規制と重複します。）は、食品販売法第 16A 条及び第 17 条並びに食品規則第 12 条に規定されています。

(2) 「広告」の定義

食品販売法は、「広告」とは、食品の販売を直接又は間接的に促進するために使用され、又はそのために使用されていることが明らかな、以下の方法を意味すると定義しています。

- (a) 文言（文書か音声であるかを問いません。）。
- (b) 静止画、動画、署名、シンボル若しくはその他の視覚的画像又は表現。
- (c) (a)又は(b)のうち 2 つ以上の組み合わせ。

ただし、個人が、商品若しくはサービス、商品若しくはサービスのブランド、又は商品若しくはサービスを提供する者に関して、（商業的利益を得ずに）公衆又は公衆の一部に対して表明する個人的意見は含まれません。

(3) 関係者に課される主な義務及び遵守事項

- ① 食品販売法第 16A 条²²は、食品若しくは特定の食品接触材を販売する者、販売を促進する者若しくは販売を促進する外観を有する者又はその代理人若しくは従業員が、食品又は特定の食品接触材に関して、以下のような法令に適合しない広告を掲載することを一般的に禁止しています。
 - (a) 食品の新しさ、組成、効果、性質、出所、純度、品質若しくは強度又は食品若しくは一定の食品接触材の安全性若しくは適切性に関する虚偽の広告。
 - (b) 食品の新しさ、組成、効果、性質、出所、純度、品質若しくは強度又は食品若しくは一定の食品接触材の安全性若しくは適切性に関して、購入者を欺罔する可能性のある広告。
 - (c) 食品販売法が定める要件により、一定の種類の商品、特定の食品接触材若しくは当該種類の商品を包む包装に表示又は添付することが禁止されている広告。
 - (d) 一定の種類の商品又は特定の食品接触材に関する広告において、食品販売法が定める要件により禁止されている表明を行う広告。
 - (e) 食品販売法が定める要件により、一定の種類の商品、特定の食品接触材若しくは当該種類の商品を包む包装に表示又は添付することが要求されている内容を、明示的又は黙示的に変更し、又はそれに反すること。
 - (f) 食品販売法が定める要件により、一定の種類の商品、特定の食品接触材若しくは当該種類の商品を

²² 本稿 4.(3)①をご参照ください。同箇所では、虚偽又は誤解を招くラベル表示及び広告に関して、食品販売法第 17 条の定める重要な条件を説明しております。

包む包装に表示若しくは添付される名称若しくは説明に含めることが要求される単語又は文言が、食品若しくは一定の食品接触材の名称又は説明から除かれた広告。

(g) 画面上に表示される広告において、本条に基づいて通常の視聴者が読むのに十分な時間、明瞭に判読可能な文字で表示することが要求される単語、文言又は表現を表示しないこと。

- ② 食品規則第 12 条は、食品の広告（ラベルを除く。）に、食品規則第 9 条により禁止されている記載、文言、ブランド、画像又はマークを含めてはならないと規定しており、これは一般的に、食品若しくはその成分の性質、安定性、数量、強度、純度、組成、重量、産地、新しさ若しくは効果に関して虚偽であり、誤解を招き、欺瞞的であるか、又は食品の価値、利点若しくは安全性に関して誤った印象を生じさせる可能性のある記載、文言、ブランド、画像若しくはマークに関する規定です。

(4) 違反に対する罰則・制裁

- ① 食品販売法の規定（本稿 5.(3)①に記載した遵守事項を含みます。）を遵守しない場合の罰則については、本稿 3.(4)①をご参照ください。
- ② 食品規則の規定（本稿 5.(3)②に記載した遵守事項を含みます。）を遵守しない場合の罰則については、本稿 3.(4)③をご参照ください。

6. 栄養情報の表示

(1) 栄養情報の表示に関する主な法規制

栄養情報の表示に関する規則は、食品規則第 8A 条に規定されています。

(2) 「栄養表示」の定義

食品規則第 8A 条において、「栄養表示」とは、食品が栄養特性を有することを示唆又は暗示する表示を意味し、一般的であるか特異的であるか、肯定的又は否定的に表明されているかを問わず、(a)エネルギー、(b)塩分、ナトリウム又はカリウム、(c)アミノ酸、炭水化物、コレステロール、脂肪、脂肪酸、繊維、タンパク質、デンプン又は糖、(d)ビタミン又はミネラル、(e)その他の栄養素への言及が含まれます。

(3) 関係者に課される主要な義務及び遵守事項

- ① 食品規則第 8A 条は、栄養情報の表示に関する遵守事項を以下のように規定しています。
- (a) エネルギー量、タンパク質、炭水化物、脂肪の量及び栄養表示が示すその他の栄養素の量を明記して、食品規則の表 12 に明記された様式又は食品管理局長が容認するその他の類似の様式で栄養情報パネルを含めない限り、ラベルに栄養表示を含めてはなりません。（食品規則第 8A 条(1)）。
- (b) 食品規則第 8A 条(1)にかかわらず、塩分、ナトリウム若しくはカリウム又はそれらのいずれか 2 つ若しくは全部に関する栄養表示がラベルに含まれ、他の栄養表示を含まない場合は、エネルギー又

はナトリウム及びカリウム以外の栄養素に関する言及は、パネルから省略することができます。

(c) 食品規則第 8A 条(1)は、総表面積が 100 平方センチメートル未満であり、かつ、ラベルに(i)栄養表示がなされている各栄養素の量に関する表記又は(ii)食品が無糖である旨の表示があるか、食品のエネルギー価、すなわち食品のエネルギー収量に関する表示があるプリパッケージ²³の食品には適用されません。

(4) 違反に対する罰則・制裁

食品規則の規定（本稿 6.(3)①に記載した遵守事項を含みます。）の不遵守に対する罰則については、本稿 3.(4)③をご参照ください。

7. 健康表示/栄養表示

(1) 健康表示/栄養表示に関する主な法規制

健康表示/栄養表示に関する規制は、食品規則第 8A 条、第 9 条、第 9A 条及び第 9B 条に定められています²⁴。

(2) 健康表示/栄養表示の定義

食品規則における「栄養表示」の定義については、本稿 6.(2)をご参照ください。食品庁はさらに、栄養表示とは、ある食品又は食品のグループに含まれる栄養素の量を説明する自主的な記載であり、食品が栄養特性を有することを示唆又は含意するもので、例としては「高繊維」、「低脂肪」、「コレステロールゼロ」、「無糖」などの表示が挙げられるとしています²⁵。

(3) 関係者に課される主要な義務及び遵守事項

① 食品規則第 9 条(2)は、食品規則第 9A 条又は第 9B 条で許されていない限り、(a)食品が治療的若しくは予防的作用を有すること、(b)食品が病気若しくは人体に影響を及ぼす状態を予防、軽減若しくは治癒すること、若しくは(c)食品を摂取することにより健康若しくは身体状態の改善が達成されることを暗示する表示又は示唆的な表現を、食品のラベルに含めてはならないと規定しています。

② 食品規則第 9A 条には、以下の免除規定があります。

²³ 「プリパッケージ」は、食品規則第 2 条に定義されており、あらかじめ販売のために包装若しくは容器に梱包され又は製造された食品を意味します。食品が梱包され又は販売に向けて保管若しくは貯蔵されている施設で、包装紙若しくは容器内に梱包又は製造された食品が発見された場合、当該食品は別段の証明がない限りプリパッケージとみなされ、当該食品が食品規則の規定に従って表示されていないことを示すことでは反証が不十分とされます。

²⁴ 食品規則第 8A 条に基づく遵守事項については、本稿 6.(3)①をご参照ください。

²⁵ <https://www.sfa.gov.sg/food-information/labelling-packaging-information/understanding-food-nutrition-labels> をご参照ください。

- (a) 食品規則の表 14 の 1 列目に記載の表示を、反対側の 2 列目に記載されている対応する基準を満たすプリパッケージ食品に付すことができます。
- (b) 食品規則第 250A 条に基づき植物ステロール、植物ステロールエステル、植物スタノール又は植物スタノールエステルの添加が承認されているプリパッケージ食品の場合、「植物ステロール/スタノールは、血中コレステロールを低下/低減させることが明らかになっています。高血中コレステロールは、冠状動脈性心疾患の進行の危険因子です。」とラベルに記載することができます。
- (c) 大麦 β-グルカン又はオーツ麦 β-グルカンを添加し、第 9A 条(4)の基準を満たすプリパッケージ食品の場合、「大麦 β-グルカン/オーツ麦 β-グルカンは、血中コレステロールを低下/低減させることが明らかになっています。高血中コレステロールは、冠状動脈性心疾患の進行の危険因子です。」とラベルに記載することができます。

(4) 違反に対する罰則・制裁

食品規則の規定（本稿 7.(3)①に記載した遵守事項を含みます。）の不遵守に対する罰則については、本稿 3.(4)③をご参照ください。

8. 新規食品の表示

(1) 食品販売法又は食品規則には、新規食品特有の表示に関する明確な遵守事項は現時点では存在しません。

(2) 新規食品フレームワーク²⁶

- ① アレルゲンが存在することが知られている場合は、これらのアレルゲンの表示が必要となることがあります。
- ② プリパッケージの代替タンパク質（培養肉を含みます。）を販売する会社は、その本来的な性質を示すために、製品パッケージに「培養」又は「細胞ベース」などの適切な用語を付したラベルを貼付する必要があります。同様に、プリパッケージではない食品を販売する食品会社は、販売する食品の本来的な性質を顧客に明確に伝達することが要求されます。例えば、培養肉を伝統的な方法で生産された肉とする不当表示は許されません。

9. 遺伝子組換え食品の表示

(1) 食品販売法又は食品規則には、遺伝子組換え食品特有の表示に関する明確な遵守事項は現時点では存在しません。

²⁶ 2023 年 6 月 8 日の食品安全に関する一般的規則に関するニューズレター
(https://www.nishimura.com/ja/knowledge/newsletters/asia_agri_food_230608) の「5.新規食品」の箇所をご参照ください。

(2) 食品庁は、コーデックスの原則に沿って、現行の食品規則では、遺伝子組換え食品及び遺伝子組換え成分を含有する食品に関する特別の表示は要求していないと述べています²⁷。遺伝子組換え食品は、他の全ての食品と同様に、製品情報及び製品の追跡・回収を容易にするための情報に関して、既存の食品表示要件（食品表示一般に関する規制に関しては本稿 4.(1)から 4.(4)をご参照ください。）を満たさなければなりません。食品庁によると、シンガポールで販売される食品は、事実であり誤解を招くものではない限り、「遺伝子組換え」又は「非遺伝子組換え」と自主的に表示することができます。

本ニュースレターは、シンガポール法法律事務所であり、西村あさひ法律事務所と Formal Law Alliance のオペレーションを行っている Bayfront Law LLC と共同で作成しており、シンガポール法に関する見解は、Bayfront Law LLC の見解に基づくものです。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 広報室 newsletter@nishimura.com

²⁷ <https://www.sfa.gov.sg/food-information/labelling-packaging-information/labelling-on-genetically-modified-food> をご参照ください。